

(質問第二十一号) 昭和二十二年八月五日配付

医薬分業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月四日

小川友三

参議院議長 松平恒雄 殿

医藥分業に關する質問主意書

明治二十二年藥劑師制度が法律により確定し、更に同時に医師制度が確立した。この立法の精神は医、藥分業にあることは明白である。医師は専門に医学を学び、藥劑師は又米、欧文化により最高藥學を学び、官立の大学に藥學部あり、官、公、私立の藥學校二十数校に及び藥劑師數万人を國家は免許し、すでに半世紀以上に及ぶも變体的に医師に調劑を許し分業せず、米、欧文化國は皆な医、藥分業の國なり。

政府はここ数年以内に医藥分業國日本にする意志ありや。

右に対する政府の処見を書面にて御答弁を希望する。